

中部日本吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

第1条 名 称

この連盟は、「中部日本吹奏楽連盟」(以下本連盟という)という。

第2条 事 務 所

本連盟は事務所を中日新聞本社文化事業部内(名古屋市中区三の丸 1-6-1)に置く。

第3条 組 織

本連盟は 愛知県・岐阜県・三重県・長野県・福井県・石川県・富山県に組織された7県吹奏楽連盟、および中部日本吹奏楽連盟滋賀県支部・中部日本吹奏楽連盟静岡県支部の9吹奏楽連盟・支部(以下会員連盟という)で組織する。

第2章 目的および事業

第4条 目 的

本連盟は、吹奏楽および管・打楽器による音楽文化の普及・向上を図り、もって地域芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

第5条 事 業

本連盟は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) コンクール、コンテストの開催
- (2) 講習会、研修会などの開催
- (3) 吹奏楽曲の普及啓発と楽曲開発
- (4) 吹奏楽を通じた交流活動の推進と支援
- (5) その他本連盟の目的達成のために必要と認めた事業

第3章 役 員

第6条

本連盟に次の役員を置く。

- (1)理事長 1名
- (2)副理事長 若干名
- (3)常任理事 第7条(3)で選任された人数とする。
- (4)理事 第7条(1)で選任された人数とする。
- (5)監事 2名
- (6)事務局長 1名
- (7)事務局次長 若干名

第7条 役員を選任

- (1)理事は次の者とする。

ア、各会員連盟の代表者 2 名。

イ、中日新聞社文化事業部代表者

ウ、理事から推薦があり総会で承認を得た者。

(2)理事長（1 名）、副理事長（若干名）および事務局長（1 名）は理事の互選とし、総会の承認を得た者とする。

なお、事務局次長は理事長が推薦し総会の承認を得た者とする。

(3)常任理事は、理事長・副理事長・事務局長・中日新聞社文化事業部代表者・事業主管県(支部)理事長、および本部理事長が認めた者とする。

(4)監事は総会で選任する。

ただし、内 1 名は外部監事とし、中日新聞社事業統括部長とする。

第 8 条 役員の職務

(1)理事長は本連盟を代表し、連盟の業務を統括する。

(2)副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3)理事は理事会を組織し、連盟の運営を審議し執行する。

(4)常任理事は理事会の議による業務を遂行する。

(5)監事は事業の運営ならびに会計を監査する。

第 9 条 委員会

(1)事業の遂行に当たって、理事長の招集による委員会を組織することが出来る。

(2)本条に関わる組織は事業の完了をもって解散するものとする。

第 10 条 役員の任期

(1)役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(2)補欠または増員により就任した役員の任期は、従前よりの役員の任期満了と同時に終わるものとする。

第 11 条 事務局

(1)本連盟の事務および会計を処理するため、事務局を岐阜県立長良高等学校内（岐阜県岐阜市長良西後町 1 7 1 6-1）に置く。

(2)事務局には事務局長を置き、その業務を行うために事務局次長および有給職員（出納担当）を置くことが出来る。

(3)有給職員は理事長が任免する。

第 4 章 会長 顧問 参与

第 12 条

(1)本連盟に会長を理事会の議決により推戴することが出来る。

(2)本連盟に顧問・参与を理事会の推薦により理事長が委嘱することが出来る。

(3)会長、顧問、参与は理事長の諮問機関とする。

第5章 会議

第13条 会議の種類

会議は総会、理事会、常任理事会、委員会および理事長が必要と認める会議とする。

第14条 総会の招集

- (1)総会は毎年1回理事長が招集する。
- (2)総会は理事会をもってこれを代行することが出来る。

第15条 理事会の招集

- (1)理事会は理事長がこれを招集する。
- (2)理事総数の3分の1以上の請求があった場合は理事会を招集しなければならない。

第16条 常任理事会の招集

- (1) 常任理事会は随時理事長がこれを召集するほか、常任理事総数の3分の1以上の請求があった場合は常任理事会を招集しなければならない。

なお、理事長が必要と認めた場合には常任理事以外の者も出席することが出来る。

第17条 委員会の招集

委員会委員長の請求があった場合、理事長はこれを招集する。

第18条 会議の成立

総会、理事会、常任理事会はその構成員の過半数の会議出席をもって成立する。但し、委任状をもってあらかじめ意思を表示したものは出席とみなす。

第19条 議 決

総会、理事会、常任理事会の議決は過半数でこれを決し、賛否同数の時は理事長が決するものとする。

第20条 総会の議決事項

総会に付議すべき事項はつぎのとおりとする。

- (1) 事業報告および収支決算について
- (2) 役員を選任および会長、顧問、参与などの人事に関する事項
- (3) 事業計画および収支予算に関する事項
- (4) 規約、規則に関する事項
- (5) 監査報告
- (6) その他必要な事項

第21条 理事会の議決事項

理事会に付議すべき事項は第20条に示すとおりとする。

第22条 常任理事会の議決事項

常任理事会に付議すべき事項はつぎのとおりとする。

- (1) 事業の遂行に関する事項
- (2) 会計の運用に関する事項

(3) その他必要な事項

第6章 会 員

第23条 会員の構成

本連盟は、目的に賛同する9会員連盟に加盟する小学校、中学校、高等学校またはそれに準ずる学校、高等専門学校、大学、職場、一般の吹奏楽団で構成される。

第24条 連盟への加盟

加盟しようとする団体は、各会員連盟の承認を得て所定の手続きを完了することにより加盟される。ひとたび加盟登録された団体は、脱会手続きをしない限り毎年継続登録するものとする。

第25条 会 費

本連盟に加盟する会員連盟は、別に定めた会費に前年度連盟事業に参加した団体数を乗じた額を毎年度初めに納入しなければならない。

第7章 会 計

第26条 経費の支弁

本連盟の経費は、会費、賛助金、奨励金、寄付金、補助金その他の収入をもってこれを支弁する。

第27条 会計年度

本連盟の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

第8章 付 則

第28条 議事録

総会、常任理事会、理事会および実行委員会等の議事録は事務局がこれを保管し、その写しを各県会員連盟に送付するものとする。

第29条 細 則

この規約の施行に必要な細則は、総会の決議を経て別に理事長が定める。

第30条 規約の改廃

この規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得るものとする。

第31条 設 立

本連盟の設立は昭和31年とする。

第32条 施 行

この規約は平成26年3月23日より施行する。

平成27年 5月 9日改正

令和 元年 5月11日改正

令和 3年 5月 8日改正

令和 5年 5月13日改正